

土浦市監査委員告示第26号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和7年3月26日付け土浦市監査委員告示第7号で公表した令和6年度定期監査結果報告書に基づき、土浦市長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和7年12月1日

土浦市監査委員 市 原 和 弘

土浦市監査委員 小 坂 博

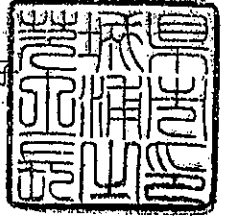




土商発 第192号
令和7年11月27日

土浦市監査委員 市原 和弘 殿
土浦市監査委員 小坂 博 殿

土浦市長 安藤 真理子
(担当課：商工観光課)



令和6年度実施の定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）

定期監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

監査の結果 (指摘事項)	マイカー通勤職員駐車場使用料の納入について 土浦市観光協会職員が、マイカー通勤のため行政財産の一部を駐車場として使用していたところ、当該駐車場使用料について、要綱で定められた納入期限を遵守せず、期限を超過して納付していた事案が確認されたものである。 令和6年4月から6月分の使用料を7月に、7月から11月分の使用料を12月に納付していたが、納入期限超過時の催促が行われておらず、延滞金発生の有無についての検討もされていなかった。また、令和5年度においても同様の遅延納付が見られたが、納入通知書に納期限が記載されていなかったため、延滞金の算定及び徴収ができない状況であった。
講じた措置の内容	本件は、観光協会職員が駐車場使用料について、要綱で定められた納入期限を遵守せずに遅延納付を行っていたものである。 令和6年4月より納入期限を明確に定め、期限内の納付を確実に行うように指導した。また、納入遅延が生じた場合には、電話連絡等による速やかな催告を行う体制を整備した。 今後においても、引き続き適正な管理及び徴収の徹底を図るものとする。

